

手に入れる。

若い人材を、

鹿屋市奨学金返還支援補助金



▲市ホームページ

この事業は従業員の奨学金を代理返還している事業者に対し補助を行う事業です。
若年層の人材獲得に向けて、本市とともに取り組んでみませんか。

鹿屋市商工振興課 TEL 0994-31-1164

若い人材の確保、 定着のために

本市では人口減少、特に若年層の都市への人口流出が課題となっており、地元企業の人材確保と働く人のU・I・ターン
の促進は急務となっています。
そこで本市では、企業と市が協働して市内企業に勤める従業員の奨学金返還を支援し、
若年者の地元企業への就職・定着を促すことを目的に、「鹿屋市奨学金返還支援補助金」の申請受付を令和8年4月1日から開始します。

補助金の対象経費となるのは、令和7年4月1日以降に代理返還支援を行った額で、現在、従業員の奨学金を代理返還する事業者を募集しています。同制度を活用し、一定の要件を満たす場合は法人税の税額控除の適用や賃上げ促進税制の対象となるなど、税制上の優遇措置を受けられる場合があります。

人口減少に歯止めをかけ、若年層から「選ばれるまち」になるためには、魅力的な地元企業の雇用を創出することが必要です。希望する事業者は次の要件を確認したうえでお申し込みください。

対象事業者

- 鹿屋市内に事業所を有すること
- 奨学金返還支援制度を設け、対象従業員に代理返還支援を行っていること
- 市税の滞納がないこと など

対象従業員

- 正規雇用労働者であること
- 奨学金返還支援制度に基づく支援を初めて受けた年度における年齢が30歳未満である人
- 返還支援期間において、市内に住所を有する人 など

対象の奨学金

日本学生支援機構・鹿屋市奨学資金

申請

令和8年4月1日(水)以降に申請書を提出

※申請書は市ホームページに掲載

補助金

【補助対象経費】

補助金の交付を受けようとする年度の前年度(4月～3月)に返還を支援した額

※令和7年4月1日以降に返還を支援した額

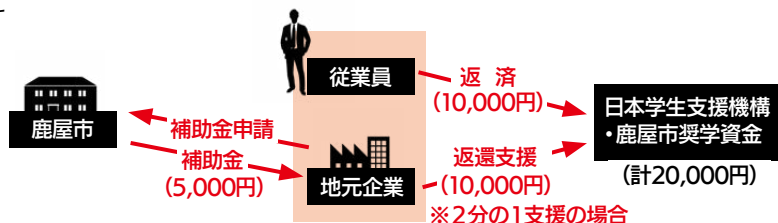
【補助対象期間】

対象従業員1人につき、通算60か月

【補助額】

返還支援をした額に2分の1を乗じた額(1,000円未満切捨て)

対象従業員1人につき、上限30万円/年額



▲鹿屋市奨学金返還支援補助金モデルケース
(月の返済額が20,000円の場合)